ドッグダンス関係規程等の改正について

第292回理事会において、ドッグダンス関係規程が下記のとおり改正されましたので、 お知らせいたします。

規程改正点は下記の通りで、下線部が追加または変更となります

<ドッグダンス競技会規程新旧対照表>

改 正	現 行

第5章 競技種目と競技クラス

(競技種目)

第14条 競技種目は、次のとおりとする。

(1)ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM)。 (2)<u>フリースタイル。</u>

(競技クラス)

第<u>15</u>条 <u>第14条(1)・(2)の</u>競技クラスは、次のとおりとす

(1)同 右

(2)同 右

(3)同 右

(4)同 右

2 同 右

<u>(競技)</u> 削 除 第15条 削 除

(競技クラスの採用)

第16条 各ドッグダンス競技会の競技クラスは、第15条 の競技クラスのうちから、それぞれ主催者の任意 によって採用する。

第6章 出陳犬の資格

(出陳犬の資格)

第17条 同 右

(1)同 右

(2)同 右

(3)第15条第1項(1)及び第15条第2項の競技クラス は、生後9カ月1日以上とする。

(4)第15条第1項(2)~(4)の競技クラスは、生後18カ 月1日以上とする。

第8章 出陳の申込み

(重複出陳)

第23条 第14条(1)・(2)の競技種目に重複出陳することが できる。

その際、両競技種目の競技クラスは問わない。

2 第15条第1項(1)~(4)の出陳犬は、同じ競技種目 の第15条第2項に重複して出陳することができな V)

第5章 競技クラス

(競技クラス)

第14条 競技クラスは、次のとおりとする。

(1)ビギナー(初心者)。

(2)ノービス(1度)。

(3)インターミディエイト (2度)。

(4)アドバンスド (3度)。

2 主催者は、アトラクションとして、FUNクラ スを3種目まで採用することができる。

(競技)

第15条 第14条第1項の競技クラスについては、次の競 <u>技を行う。</u>

> (1)ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM)。 (2)フリースタイル。

(競技クラスの採用)

第16条 各ドッグダンス競技会の競技クラスは、第14条 の競技クラスのうちから、それぞれ主催者の任意 によって採用する。

第6章 出陳犬の資格

(出陳犬の資格)

第17条 競技会への出陳は、次のとおりとする。

- (1)本会登録犬 (アペンディクス登録犬を含む)、及 び本会の非公認犬種・本会の非公認団体登録 犬・交雑犬とする。ただし、本会の非公認犬種・ 本会の非公認団体登録犬・交雑犬は、マイクロ チップ装着、又はタトゥーを実施していること とする。
- (2)クラブ会員が所有していることとする。
- (3)第14条第1項(1)及び第14条第2項の競技クラス は、生後9カ月1日以上とする。
- (4)第14条第1項(2)~(4)の競技クラスは、生後18カ 月1日以上とする。

第8章 出陳の申込み

(重複出陳)

第23条 第15条(1)・(2)の競技に重複出陳することができ る。その際<u>の競技クラスは、第14条第1項(1)~(4)</u> の内から各1クラスとする。

2 第14条第1項(1)~(4)の出陳犬は、第14条第2項 に重複して出陳することができない。

改 正 現 行

第3章 競技構成

(ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM))

第3条 省 略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 同 右
 - (1)ビギナー(初心者)。

左、右または両方の脚側行進(犬は前進のみ) で、直線、曲線及び円(8の字)を組み込むこ と<u>を推奨</u>する。

可能な限り、歩度変換を行うことが望ましい。

(2)ノービス (1度)。

1から3ポジション、1から2方向<u>が望ましい。</u> 常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこと<u>を推奨</u> する。

(3)インターミディエイト (2度)。

3から5ポジション、2から3方向<u>が望ましい。</u> 常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこと<u>を推奨</u> する。

(4)アドバンスド (3度)。

6から8ポジション、そのうちいくつかは4方 向(前後左右)<u>が望ましい。</u>常歩・速歩・緩歩 の歩度変換を行うことを推奨する。

(5)省 略

(フリースタイル)

第5条 省 略

- 2 省略
- 3 同 右
 - (1)ビギナー (初心者)。

規定のトリックから<u>少なくとも</u>3つ選択して、 ルーティンに組み込むこととする。なお、規定 外のトリックを行うことができるが採点はされ ない。

- (2)省 略
- (3)省 略
- (4)アドバンスド (3度)。

有害とみなされないムーブであれば、すべて許可される。<u>主にトリックで構成され、ディスタ</u>ンスワークが奨励される。

(5)省 略

4 省略

第3章 競技構成

(ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM))

第3条 省 略

- 2 省 略
- 3 省略
- 4 ルーティン構成に際して、次のとおりとする。 (1)ビギナー (初心者)。

左、右または両方の脚側行進(犬は前進のみ) で、直線、曲線及び円(8の字)を組み込むこ ととする。可能な限り、歩度変換を行うことが 望ましい。

(2)ノービス (1度)。

1から3ポジション、1から2方向<u>、</u>常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこと<u>と</u>する。

(3)インターミディエイト (2度)。

3から5ポジション、2から3方向<u>、</u>常歩・速 歩・緩歩の歩度変換を行うこと<u>と</u>する。

(4)アドバンスド (3度)。

6から8ポジション、そのうちいくつかは4方向(前後左右)、常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこととする。

(5)省 略

(フリースタイル)

第5条 省 略

- 2 省略
- 3 ルーティン構成に際して、次のとおりとする。

(1)ビギナー(初心者)。

規定のトリックから3つ選択して、ルーティン に組み込むこととする。なお、規定外のトリッ クを行うことができるが採点はされない。

- (2)省 略
- (3)省 略
- (4)アドバンスド (3度)。

有害とみなされないムーブであれば、すべて許可される。

(5)省 略

4 省略